

令和3年度資金不足比率の公表について

1 資金不足比率の概要

平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「法」という。）により、地方公共団体では、平成19年度決算から法で定められた財政指標を公表することが義務づけられました。

特別地方公共団体である奥州金ヶ崎行政事務組合は、この財政指標のうち法第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率を構成市町のみなさんに公表するものです。

【参考：法第22条第1項抜粋】

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2 資金不足比率の算定方法

公営企業の資金の不足額の事業規模に対する比率を表し、比率が20.0%以上となると経営健全化計画を定めることが義務づけられてます（平成20年度決算から適用）。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【説明】

資金不足額＝「流動負債の額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産－解消可能資金不足額（事業の性質上、一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額）」

事業規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

3 算定結果

令和3年度決算に基づき、資金不足の算定を行いました。資金不足額が生じていないため、該当はありませんでした。

会計名	資金不足比率	経営健全化基準（参考）
奥州金ヶ崎行政事務組合 胆江広域水道用水供給事業 会計	————— %	20.0%

※資金不足額がないため、「－（該当なし）」で表示しています。